# 若松区第３８区青葉台自治会 会員情報取扱規程

（総則）

第１条　本規程は、青葉台自治会において、個人情報の保護（別途定める「若松区第３８区青葉台自治会個人情報取扱規程」による。）の観点に立ち、自治会会員情報（以下「会員情報」という。）の適正な管理運用方法について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程の対象となる情報は、会員の氏名、住所、連絡先、性別、生年月日等及び高齢者情報が記載された青葉台自治会世帯票（以下「世帯票」という。）及び電子データとする。

２．世帯票に記載する会員情報は青葉台地区に住民票が有る個人を対象とする。ただし、仕事上等の都合で住民票が無い個人であっても、青葉台自治会に留まる又は加入する意思が有る場合は記載対象とするものとする。

（世帯票の利用目的）

第３条　世帯票は、次の目的のために利用する。

①　会員数の把握

②　会員の所在地図の作成

③　災害時の避難、救助活動の基礎データ

④　各種地域活動の基礎データ

⑤　行政機関等への各種申請に伴う基礎データ

⑥　高齢者情報の収集及び敬老行事参加希望者の把握

（世帯票の目的外利用の禁止）

第４条　法令の定める請求を除き、世帯票は記載本人の同意がなければ前項の目的外の利用及び第三者への提供を行ってはならない。

（世帯票管理責任者及び運用責任者）

第５条　自治会に提出された世帯票の管理責任者は自治会長とする。また、運用責任者は事務局長及び自治会長が承認した事務局員とする。

２．組の世帯票（組控）の管理責任者は組長とする。また、運用責任者は副組長及び組長が承認した班長とする。

（世帯票の収集と破棄）

第６条　会員情報は様式１の世帯票により収集する。

２．会員情報を収集する際は、会員に利用目的を明確に説明しなければならない。

３．世帯票を更新した場合は、更新前の世帯票（自治会及び組控）は破棄しなければならない。なお、破棄は年度途中で退会等で不要になった世帯票を含め年１回一括で行うものとする。

４．世帯票の破棄は、毎年６月に機密文書溶解リサイクルシステム等を委託し廃棄処分を行う。なお、廃棄した旨を記した証明書を委託業者から受け取り、これを永久保存するものとする。

（情報収集の時期）

第７条　会員情報は、年度初めに世帯票を各組の班長を通じて提出することで、更新するものとする。

２．年度の途中に入会・退会した会員については、その都度収集し自治会に提出するものとする。

（世帯票の運用）

第８条　自治会に提出された世帯票は原本を組別のファイル綴じで保管するとともに、第７条第２項により提出された世帯票の整理を都度行うものとする。

２．第１項の世帯票は電子データ化し、自治会が所有する専用パソコンの管理ソフトで運用するものとする。

３．管理ソフトは、ＩＤ及びパスワードで保護された専用のソフトとする。なお、ＩＤ及びパスワードは第５条第１項に定める役員のみに付与し、定期的に変更するものとする。

４．組の世帯票（組控）はファイル綴じで保管するとともに、本規程第７条第２項により自治会に提出した世帯票の組控の整理を都度行うものとする。なお、退会等で不要となった世帯票は組内で管理し、本規程第６条第３項で定める規定に従い破棄するものとする。

５．組の世帯票の管理をパソコンで行う場合は、本条第２項及び第３項に準じた規約を組内で定め組総会等で承認を得るとともに、その旨を自治会に届け出るものとする。

（世帯票の保管場所）

第９条　自治会に提出された世帯票及び専用パソコンは自治会事務所の鍵の掛かるキャビネットで保管する。なお、鍵は自治会長及び事務局長又は自治会長が承認した事務局員が保有するものとする。

２．組の世帯票（組控）等は各組の規約に従い保管するものとする。

（規程の変更）

第１０条　規程の変更は、規約第２０条及び第２３条に定める条件にて開催した規約第１４条に定める総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。

附則

１．本規程は平成３０年４月９日から施行する。

２．平成３１年４月　一部改正（第１０条　規程の変更を追記）